



## 仕入税額控除／米国アマゾン社の役務の提供に対する支払手数料

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税については平成27年に改正がありました。今回は、改正前の事例ですが、米国アマゾン社から受けた役務の提供の内外判定に係る事例を紹介します。(令和4年4月15日東京地裁・棄却・TAINSコード：Z888-2412)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

インターネット上のウェブサイト(アマゾン)に、主としてCD、DVD、書籍等の商品を出品し、販売する事業を営んでいる原告が、消費税等の期限後申告につき、処分行政庁から、原告が米国アマゾン社から受けた役務の提供は、消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当せず、原告が支払った手数料に係る消費税額を仕入税額控除することはできないなどとして、消費税等の各更正処分及び無申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、各更正処分の一部及び各賦課決定処分の取消しを求める事案です。

### <裁判所の判断>

- 1 消費税法30条1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、仕入税額控除の対象となる旨を定めているところ、同法4条3項2号を受けた同法施行令6条2項7号は、同項1号ないし6号において列挙された役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより判断するものとしている。
- 2 出品サービスは、サービスの利用者の商品を特定のアマゾンサイトに掲載し、販売促進及びプロモーションを行うことを内容とするものであるところ、掲載された商品はサイトを通じて、全世界の人々が閲覧できるのであるから、出品サービスは、全世界の人々が原告の商品に関する情報を閲覧することを可能にするものといえ、また、その役務提供の対価である出品手数料が国内の役務に対応する部分と国内以外の地域の役務に対応する部分とに合理的に区分されているとはいえない。そうすると、出品サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの」(施行令6条2項7号)に該当するものと認められる。
- 3 出品サービスの契約当事者及び出品手数料の支払先はいずれも米国アマゾン社であると認められることからすれば、出品サービスに係る「役務の提供を行う者」は、米国アマゾン社であるといえ、米国アマゾン社の事務所等の所在地が米国にあることからすれば、出品サービスの役務の提供に直接関連する事業活動を行う施設であって、当該役務の提供の管理・支配を行うことを前提とした事務所等は、米国国内に所在していると認めるのが相当である。
- 4 消費税法施行令6条2項2号は、国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信については、役務の提供が行われた場所は発信地又は受信地とする旨を定めている。平成27年度税制改正により、電気通信回線を介して行われる役務の提供は「電気通信利用役務の提供」に該当することとなった一方で、同号については、改正の対象とはされなかったことに鑑みると、同号の「通信」とは、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線等の電気通信回線を利用して行う通信そのものをいうと解するのが相当である。これを本件についてみると、出品サービスの内容は、電気通信回線を利用して行う通信そのものにとどまらないのであるから、同号の「通信」に該当するものとは認められない。
- 5 以上によれば、出品サービスに係る役務の提供が国内において行われたとは認められないから、出品手数料は、仕入税額控除の対象となる課税仕入れに該当しないというべきである。

……………(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判31頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。